

高萩・北茨城広域事務組合事務局設置条例

昭和59年6月15日

条例第8号

改正 令和元年10月1日条例第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第158条第7項の規定に基づき、この組合に事務局をおく。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第7号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。